



群馬県福祉プラン

(令和8年度～令和12年度)

Gunma-Pref.
WELFARE
PLAN 2026-2030

目次

トップメッセージ 2

Chapter.1 計画策定

計画の基本事項	4
福祉分野及び関連分野の計画体系	5

Chapter.2 地域福祉を取り巻く状況 6

Chapter.3 理念と目標

基本理念	13
基本目標	15
市町村地域福祉計画の分析	16
SDGsとの関連	17

Chapter.4 施策と取組

基本目標1 共に支え合う「地域づくり」	
『住民に身近な圏域』での活躍支援	19
あらゆる地域住民の参画	21
地域福祉を支える人材の育成	23
権利擁護人材の育成	25
基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」	
包括的支援体制の整備支援	28
専門性による地域支援	30
災害福祉支援の充実	32
福祉人材の確保・定着・育成	34

Chapter.5 計画の推進 36

Chapter.6 資料編 38



トップメッセージ

いよいよ始まります——新しい「群馬県福祉プラン」の挑戦です！

「群馬県福祉プラン」は、県民一人ひとりが「安心して暮らせる」だけでなく、「自分らしく活躍できる」——そんな社会を本気で目指す、群馬県の未来戦略です。

「新・群馬県総合計画」では、年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会の実現を目標に掲げています。

この理念を、福祉の現場でどう実現するか？それが、この福祉プランの核心です。

今、地域にはさまざまな課題があります。

孤独・孤立、支援の担い手不足、制度の狭間、災害時の対応——、

どれも簡単には解決できません。 でも、だからこそ、群馬県は動きます。

このプランでは、「地域づくり」と「仕組みづくり」の2本柱を軸に、住民同士の支え合い、あらゆる住民の参画、災害時要配慮者対策、包括的支援体制の構築など、現場に根ざした施策を展開していきます。

そして何よりも、この挑戦を支えるのは、県民の皆さんの力です。

行政だけでは、地域共生社会は実現できません。

地域で活動する方々、福祉の現場で奮闘されている皆さん、そしてこれから地域づくりに関わるすべての方々と力を合わせて、「共に支え合う群馬」をつくっていきたい。

さあ、ここからが本番です。 群馬の地域福祉を、もっと前へ、もっと深く—— その挑戦を、皆さんとともに始めます。

群馬県知事

山本
一太



計画策定

計画の基本事項

福祉分野及び関連分野の計画体系



計画の基本事項

計画策定の趣旨

本プランは、「群馬県福祉プラン(令和2年度～令和7年度)」の期間満了に伴い、令和8年度から令和12年度までを対象とした次期計画として策定するものであり、誰もが多様な生活課題を抱えながらも、地域で自分らしく安心して暮らし続け、その人なりに活躍できる社会の実現を目指します。そのため、地域住民や関係団体が互いに支え合い、つながりを広げながら、一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重し、誰もが活躍できる地域共生社会を共に築いていくことを基本理念とします。

また、本プランでは、各福祉分野で策定される個別計画及び隣接分野の計画(以下、「個別計画等」という。)の役割と専門性を最大限活かし、当該分野の重要事項や当該分野特有の事項については、各個別計画等において主体的に進めるものと整理しています。その上で、各福祉分野に共通する事項、横断領域である地域福祉に関する事項及び既存制度の枠組みでは対応が難しい「制度の狭間」に関する事項といった、本プランだからこそ担える課題に焦点を当て、これらの事項に特化して本プランを策定しました。こうした見直しにより、縦割りをつなぐ調整機能を強化するとともに、福祉分野の計画体系全体の網羅性を高め、施策を推進していきます。

あわせて、県内市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針を示すことで、地域福祉分野を中心に群馬県の福祉施策を総合的に推進する指針の役割を担います。

さらに、人口減少や少子高齢化、災害対応、デジタル技術の進歩など、社会情勢の変化や制度改正に柔軟に対応し、「新・群馬県総合計画」をはじめとする他の計画との調和を図るため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の位置づけ

- I. 「新・群馬県総合計画」の個別計画であり、福祉分野における最上位計画となるものです。
- II. 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けられるものです。

計画期間

令和8年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする5か年計画とします。

福祉分野及び関連分野の計画体系

福祉分野の計画体系

最上位計画

個別基本計画

個別実施計画

群馬県福祉プラン(令和8年度～令和12年度)

社会福祉法に基づく計画

群馬県高齢者保健福祉計画(第9期)

老人福祉法、介護保険法、共生社会の推進を実現するための認知症基本法に基づく計画

バリアフリーぐんま障害者プラン8

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針、障害者文化芸術推進法、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく計画

第3次群馬県手話施策実施計画

「バリアフリーぐんま障害者プラン」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画

第4次群馬県自殺総合対策行動計画

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づく計画

第2次群馬県再犯防止計画

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援することにより、犯罪被害の防止や安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す、再犯防止推進法に基づく計画

関係分野の計画

- ・ 第9次群馬県保健医療計画
- ・ 群馬県健康増進計画(元気県ぐんま21(第3次))
- ・ ぐんまこどもビジョン2025
- ・ 第6次群馬県男女共同参画基本計画
- ・ 群馬県住生活基本計画2021
- ・ 群馬県国土強靱化地域計画
- ・ 群馬県地域防災計画

Chapter.2

地域福祉を取り巻く状況

人口減少・少子高齢化の進展

雇用の状況、生活困窮

地域社会の変化

社会保障制度改革

人口減少・少子高齢化の進展

人口の推移と推計

群馬県の人口は、昭和後期から平成初期にかけて増加していましたが、平成14年頃からは減少に転じ、令和に入ってからはその傾向が一層強まっています。令和7年10月1日時点の人口は1,876,416人で、令和2年国勢調査時(1,939,110人)から約5年間で約6万人減少しました。減少率はおよそマイナス3.2%で、全国的な傾向と同様に出生数の減少と死亡数の増加により自然減が続いています。

県の将来推計によると、人口減少は今後も続き、2034年(令和16年)には1,773,695人、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年(令和32年)には1,520,630人まで減少すると見込まれています。これは2025年比で約19%の減少に当たり、人口構造の変化が地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした人口減少は、地域の暮らしや支援のあり方に直結します。近年では「人口減少を前提とした社会」という考え方が広がり、従来の人口増加を前提とした制度やサービスの仕組みを見直す必要が生じています。人口が減ることで、公共交通や生活インフラの維持が難しくなる地域が増え、買い物や移動の支援、情報の届け方など、日常生活に関わる課題の顕在化が見込まれています。

さらに、人口減少は労働力不足を深刻化させ、「労働供給制約社会」と呼ばれる状況を生み出しています。これは単なる人手不足ではなく、生活を支えるサービスそのものが維持できなくなるリスクを意味します。介護や医療、物流など、地域の暮らしを支える分野でこうした影響が顕著になると考えられています。

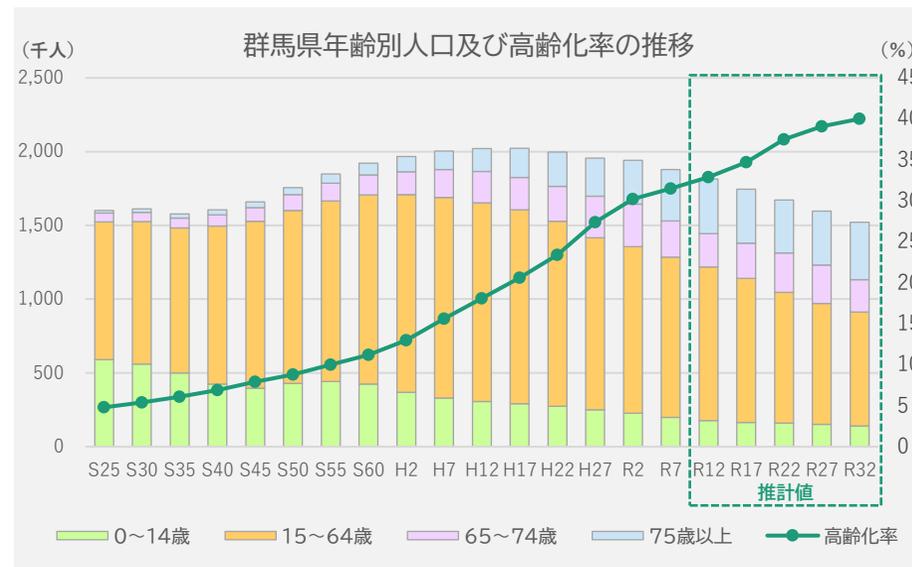
地域福祉の推進に当たっては、こうした人口減少と労働力制約を前提に、持続可能な仕組みを整えることが重要です。限られた人材や資源をどう活かすか、新たなテクノロジーをどう組み込むか。人口減少は避けられない課題だからこそ、地域のつながりを再構築し、効率化と支え合いを両立させる視点が求められています。

高齢化の進展

群馬県では高齢化が着実に進んでおり、令和6年10月1日時点の65歳以上の人口は588,836人で、総人口に占める割合は、過去最高の31.2%に達しています。また、75歳以上の人口割合も17.7%と高く、後期高齢者の増加が顕著です。

将来推計では、この傾向がさらに強まると見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、群馬県の高齢化率は2030年に32.9%、2040年には37.5%、2050年には40.0%に達し、県民の約4割が高齢者になる見通しです。特に75歳以上の割合も増え続け、介護や医療などの社会保障需要が一層高まることが予測されます。

一方で、生産年齢人口(15～64歳)は減少を続け、2030年に57.4%、2040年には53.0%、2050年には50.8%と、およそ県民の半分までに低下する見込みです。これにより、地域社会や経済活動における担い手不足が深刻化することが懸念されます。



人口減少・少子高齢化の進展

少子化の状況

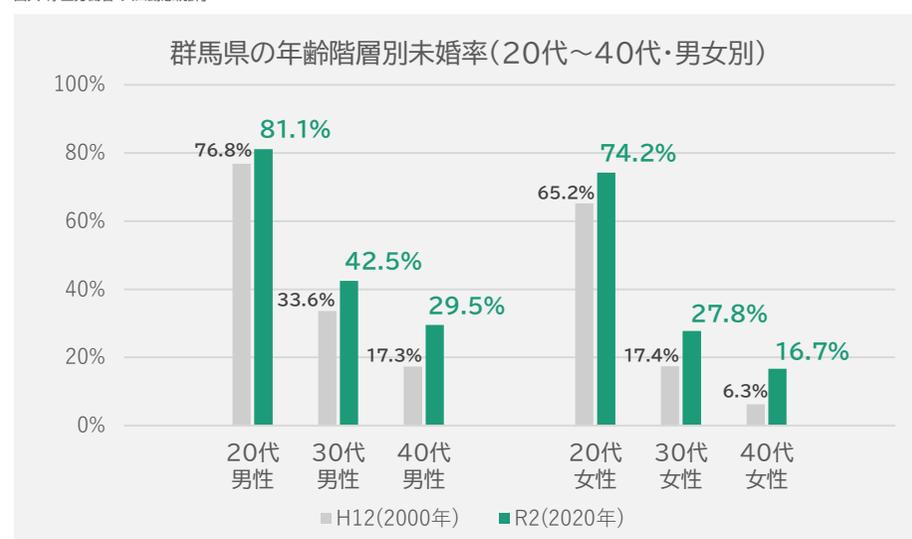
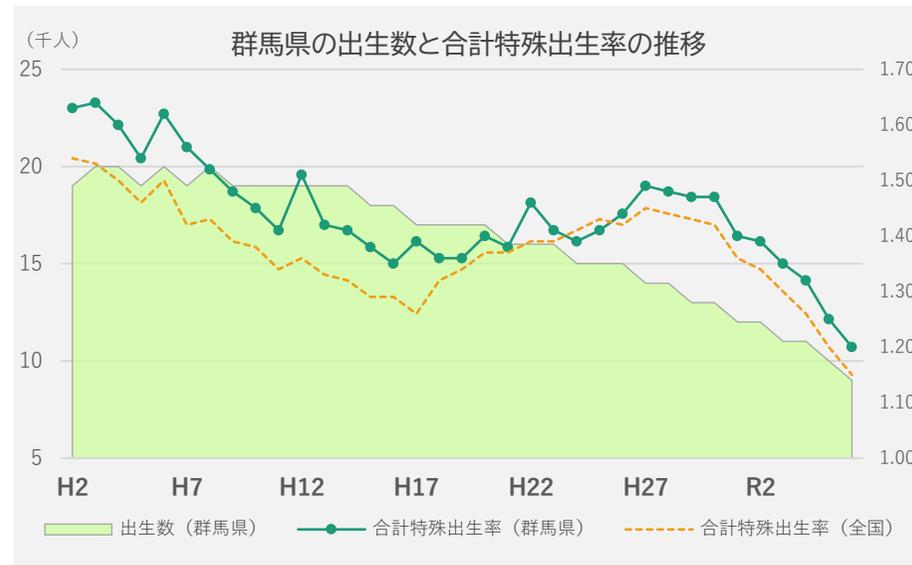
群馬県では、少子化の進行も顕著になっています。令和6年の出生数は9,334人で、前年より616人減少し、過去最低を更新しました。かつて「第二次ベビーブーム」の1973年には32,507人の出生がありました。その後は一貫して減少し、近年は1万人を割り込む水準で推移しています。

合計特殊出生率は1.20で、全国平均(1.15)をわずかに上回るものの、前年から0.05ポイント低下し、こちらも過去最低となりました。都道府県別順位は前年と同じく29位で、全国的な傾向と同様に低下が続いています。

少子化の背景には、結婚や出産に対する価値観の変化、経済的な不安定さ、未婚化・晩婚化の進行、仕事と子育ての両立の難しさなど、複数の要因が絡み合っています。県の分析では、結婚や出産を希望しない人の増加や、経済的理由によるライフイベントの遅れが大きな要因とされています。

こうした状況は、地域福祉にも直接影響します。子育て世帯の減少により、地域の担い手不足が進み、子育て支援や教育環境の維持が難しくなる地域が増えています。また、少子化は将来的な生産年齢人口の減少につながり、地域の活力や労働力確保にも影響します。

地域福祉の推進に当たっては、子育てしやすい環境づくりと、地域での支え合いを強化する取組が不可欠です。具体的には、保育や学童の充実、仕事と子育ての両立支援、地域での子育てネットワークの形成など、生活に密着した支援策を重ねていくことが求められています。



雇用の状況、生活困窮

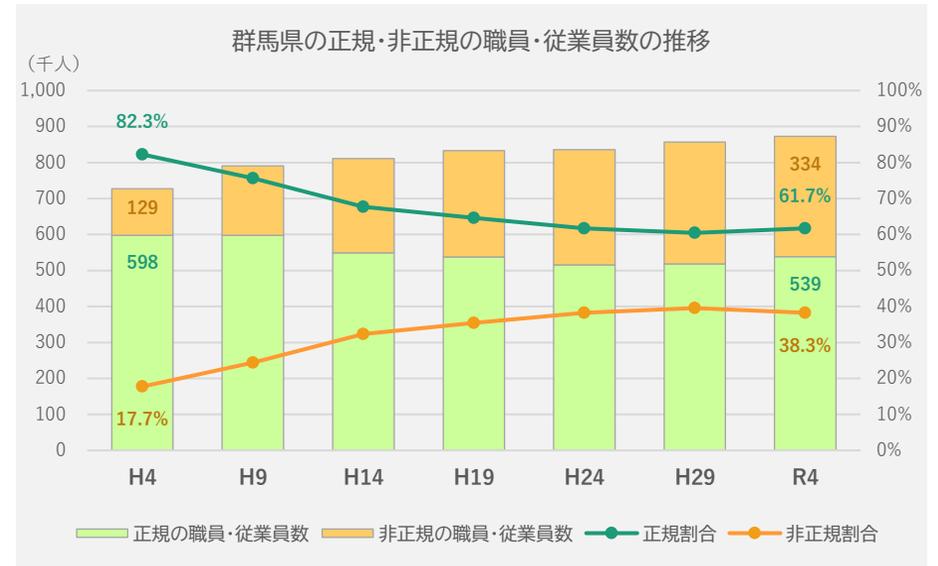
雇用の状況、生活困窮

総務省統計局の就業構造基本調査によると、群馬県の雇用構造は長期的に大きな変化を続けています。正規雇用労働者は、1990年代半ばから2000年代前半にかけて、バブル経済の崩壊や平成20年のリーマンショックによる景気悪化の影響で急減しましたが、近年はやや回復傾向にあり、令和4年には約53万9千人となっています。

一方、非正規雇用労働者は昭和57年の約9万9千人から増加を続け、平成29年には過去最高の約33万9千人に達しました。令和4年には約33万4千人とわずかに減少が見られましたが、依然として増加傾向にあります。

こうした雇用構造の変化は、地域福祉に深く関わっています。非正規雇用の増加は、所得の不安定化や生活困窮のリスクを高め、子育てや介護との両立を難しくする要因となっています。また、人口減少に伴う労働力不足や高齢者の就労継続、女性の就業率の上昇は、地域活動や支援体制のあり方に新たな課題をもたらしています。さらに、外国人労働者の増加により、多文化共生や生活支援の必要性も高まっています。

国や県では、生活困窮者自立支援制度や就労準備支援、障害者雇用促進、女性や高齢者の就労支援など、雇用政策・生活困窮者施策と地域福祉を連動させる取組が進められています。こうした動向を踏まえると、地域福祉の推進においても、雇用環境の変化を背景とした支援の重要性が一層高まっているといえます。



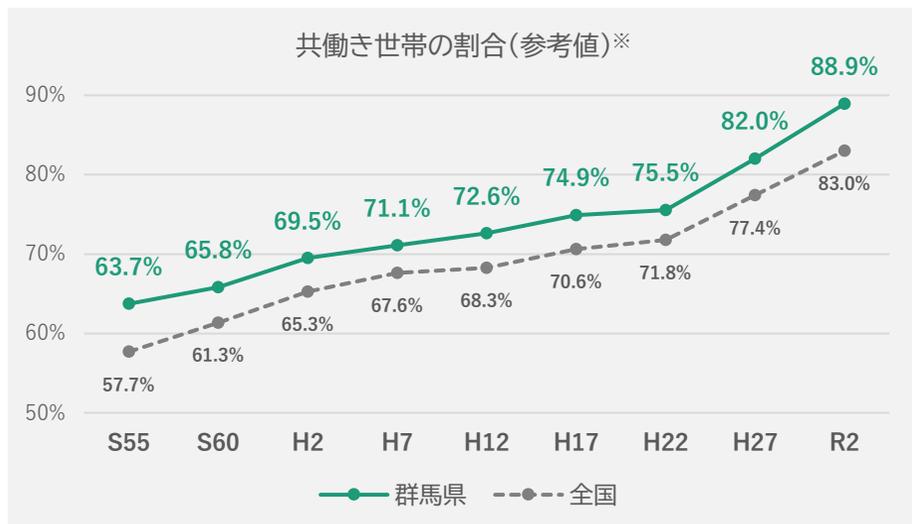
地域社会の変化

多様化する生活と支援ニーズ

近年、地域社会における生活様式や価値観は大きく変化し、支援ニーズは一層多様化しています。共働き世帯やひとり親世帯の増加、外国人住民の定住化、障害や疾病を抱えながら働く人の増加など、従来の「標準的な世帯像」を前提とした支援モデルでは対応が難しい状況が広がっています。

総務省の国勢調査によると、全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、群馬県でも同様の傾向が見られます。また、厚生労働省の調査では、ひとり親世帯の割合が高止まりしており、生活の安定や子育て支援に対するニーズが強まっています。さらに、外国人住民数は県内でも増加しており、言語や文化の違いに起因する情報格差や孤立のリスクが顕在化しています。

こうした変化は、地域福祉の現場において、支援の複雑化と個別化を進めています。複数の課題が重なる世帯や、制度のはざまにある人への対応が求められる一方、従来の画一的なサービスでは十分な支援が届かないケースが増えています。地域福祉の推進においては、こうした多様なニーズを前提に、柔軟で包括的な支援体制を整えることが不可欠となっています。



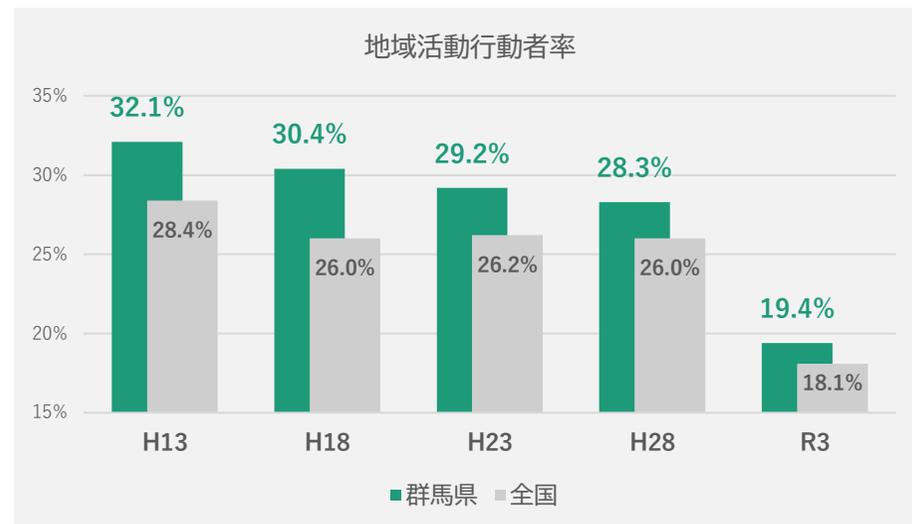
出典：総務省統計局「国勢調査」社会・人口統計体系 ※「共働き世帯数」(社会・人口統計体系)を、『夫婦』を含む世帯数(国勢調査)で除した割合

相互扶助機能の弱体化

地域社会における相互扶助の機能は、長期的な人口構造の変化やライフスタイルの多様化により、従来の姿を大きく変えています。かつては、親族や近隣住民による支え合いが生活の安全網として機能していましたが、核家族化や単身世帯の増加、転勤や進学による居住の流動化などにより、地域内の人間関係は希薄化しています。

総務省の国勢調査によると、全国的に単身世帯の割合は増加傾向にあり、群馬県でも高齢者の一人暮らし世帯が着実に増えています。こうした状況は、日常生活のちょっとした困りごとを相談できる相手がない、災害時に頼れる人がいないといった不安につながり、孤立や生活困窮のリスクを高めています。

また、地域活動への参加率も低下しており、自治会や町内会、ボランティア団体など、地域のつながりを支える組織の担い手不足が顕在化しています。これらの変化は、地域福祉の推進において、従来の「近隣の助け合い」に依存する仕組みでは対応が難しくなっていることを示しています。



出典：総務省統計局「社会生活基本調査」

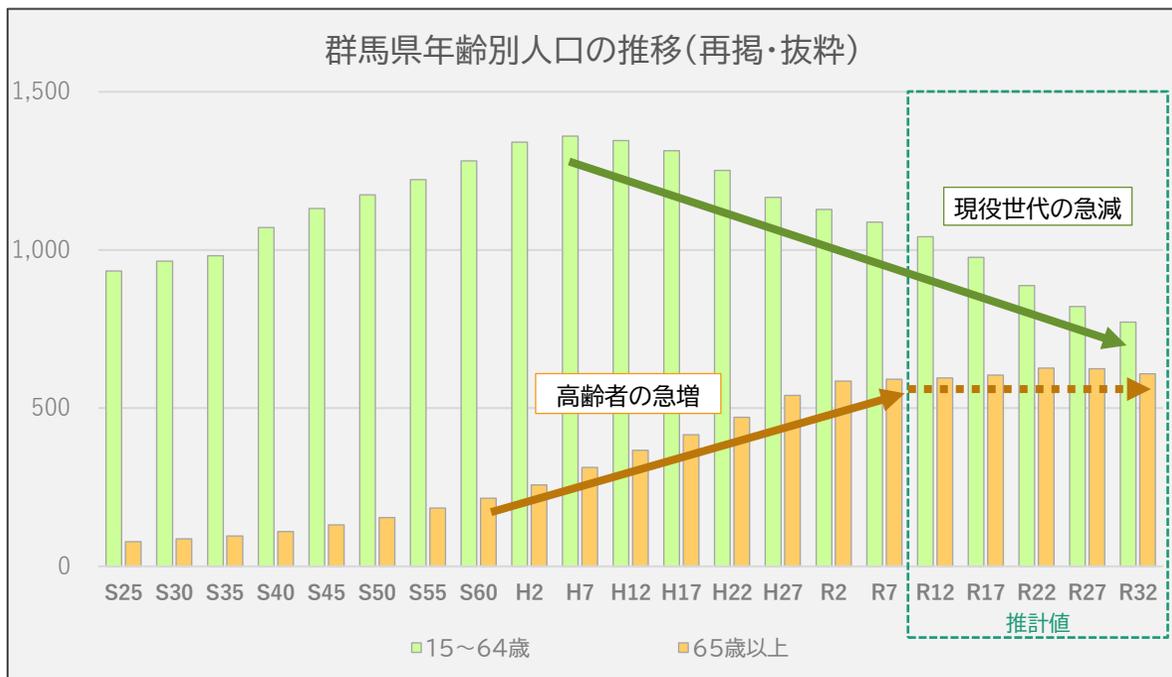
社会保障制度改革

社会保障制度改革

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を契機に、社会保障制度は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」への局面転換を迎えています。これまで国では、社会保障の充実と財政健全化の両立を目指し、社会保障と税の一体改革が進められてきました。

今後は、2040年に団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者数がピークを迎えることから、2040年を展望した改革の検討が始まっています。こうした人口構造の変化は、医療・介護・年金などの制度に加え、地域福祉の担い手や支援体制にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。特に、現役世代の減少に伴う税・保険料収入の制約や、支援ニーズの多様化は、地域福祉においても持続可能な仕組みづくりや多様な主体の参画を前提とした対応を求める背景となっています。

さらに、国はこうした課題に対応するため、「全世代型社会保障」への転換を進めています。これは、高齢者偏重から脱却し、子育て・若年層支援を強化しながら、世代間・世代内の公平性を確保するものです。その実現に向け、地域共生社会の構築や医療・介護の効率化、働き方改革など、制度全体の持続可能性を高める取組が進められています。



H12 (2000)

約**3.7**人の現役世代で
高齢者1人を支える社会



R7 (2025)

約**1.8**人の現役世代で
高齢者1人を支える社会



R32 (2050)

約**1.3**人の現役世代で
高齢者1人を支える社会



出典：総務省統計局「国勢調査」、群馬県統計課「群馬県年齢別人口統計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

Chapter.3

理念と目標

基本理念

基本目標

市町村地域福祉計画の分析

SDGsとの関連

基本理念

県民誰もが安心・活躍できる地域共生社会づくり

地域共生社会の実現とは、地域の課題を地域で解決できる、持続可能な社会を目指す考え方です。人口減少や少子高齢化、生活様式の変化、そして社会の担い手不足が進む中で、地域のつながりや支え合いの仕組みは、今まさに大きな転換期を迎えています。

こうした状況に対応するためには、地域に暮らす人々が、時には支え手となり、時には受け手となりながら、共に暮らしを支え合う「地域」を築いていくことが求められます。そして、「地域」づくりを支えるには、行政や社会福祉法人、NPO、企業、学校、医療・福祉関係者など、多様な主体の参画が不可欠です。地域住民だけでなく、関係者が連携することで、支え合いの輪はより強固で持続可能なものとなります。

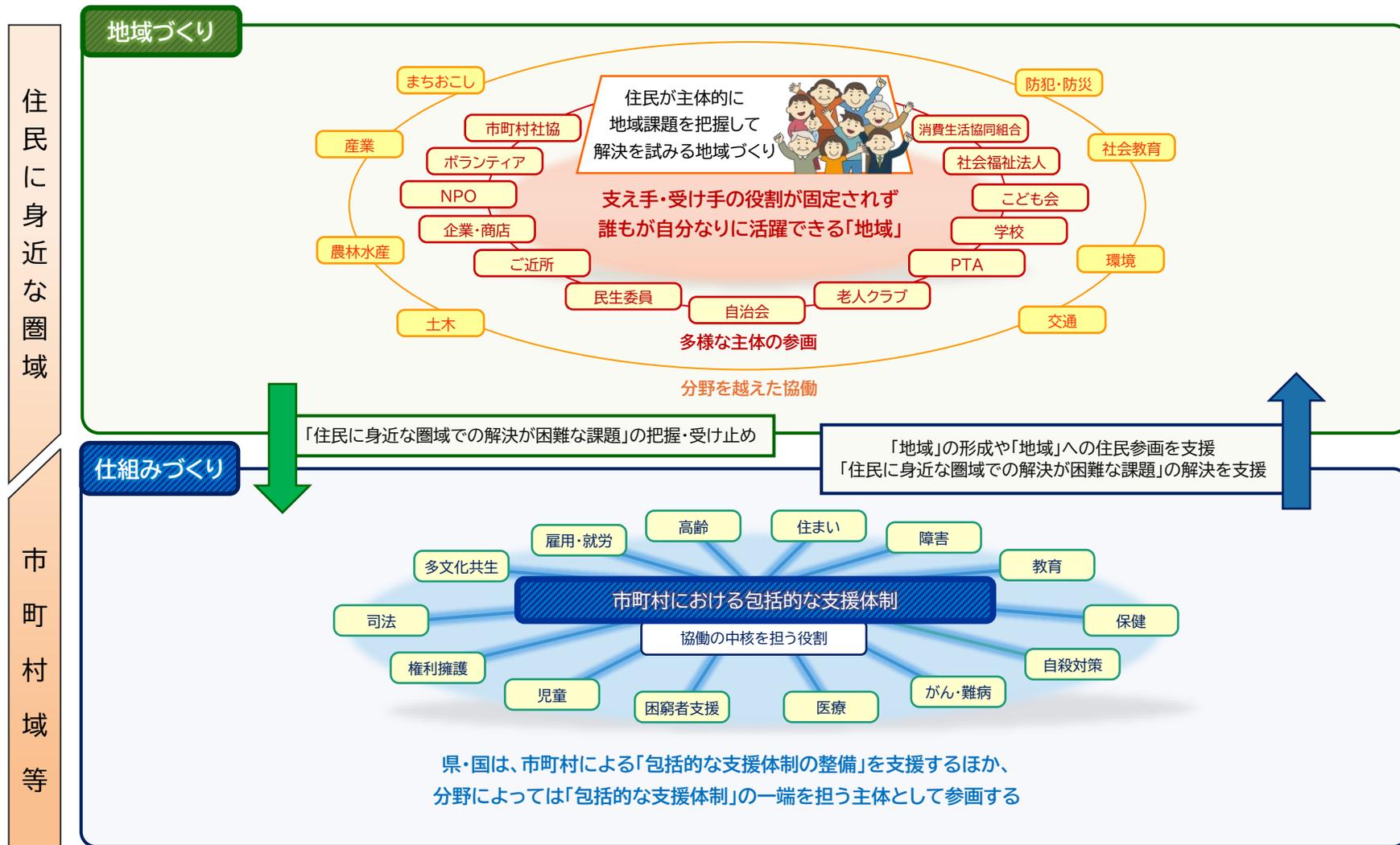
また、福祉課題の解決には、福祉分野にとどまらず、まちづくりや産業振興、農林水産業、交通、環境、社会教育、防犯・防災など、分野を越えた協働が必要です。地域の暮らしに関わるさまざまな分野が連携することで、複雑化・多様化する課題にも、より効果的に対応できるようになります。

さらに、地域共生社会の実現には、「地域」だけでは対応しきれない課題に対して、包括的な支援体制を整えることも重要です。市町村には、こうした支援体制の構築に加えて、地域づくりを促進する役割が期待されています。これを受け、都道府県には、市町村の取組を後方から支援し、広域的な視点で地域福祉を推進する役割が求められています。

群馬県では、県民一人ひとりが安心して暮らせるだけでなく、自分らしく活躍できる地域づくりを目指し、誰もが安心でき、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を基本理念に掲げました。この理念のもと、「共に支え合う地域づくり」と「地域を支える仕組みづくり」の2つの基本目標を柱に、本プランを推進します。

基本理念

「地域共生社会」のイメージと基本目標との関連性



基本目標

基本目標1 共に支え合う「地域づくり」

住民に身近な圏域で誰もが役割を持ち、
支え手・受け手の関係を超えて地域課題の解決を図る

近年、地域社会における生活様式や価値観は大きく変化し、支援ニーズは一層多様化しています。共働き世帯やひとり親世帯の増加、外国人住民の定住化、障害や疾病を抱えながら働く人の増加など、従来の「標準的な世帯像」を前提とした支援モデルでは対応が難しい状況が広がっています。

総務省の国勢調査によると、全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、群馬県でも同様の傾向が見られます。また、厚生労働省の調査では、ひとり親世帯の割合が高止まりしており、生活の安定や子育て支援に対するニーズが強まっています。さらに、外国人住民数は県内でも増加しており、言語や文化の違いに起因する情報格差や孤立のリスクが顕在化しています。

こうした変化は、地域福祉の現場において、支援の複雑化と個別化を進めています。複数の課題が重なる世帯や、制度のはざまにある人への対応が求められる一方、従来の画一的なサービスでは十分な支援が届かないケースが増えています。地域福祉の推進においては、こうした多様なニーズを前提に、柔軟で包括的な支援体制を整えることが不可欠となっています。

県民幸福度レポートにおける関連指標

「近隣住民同士が困ったときに助け合える地域環境」の施策実感

R2	R3	R4	R5
56.9ポイント	55.9ポイント	56.3ポイント	56.0ポイント

基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」

市町村における包括的支援体制を中心に、
地域を支援する体制を構築する

地域社会における相互扶助の機能は、長期的な人口構造の変化やライフスタイルの多様化により、従来の姿を大きく変えています。かつては、親族や近隣住民による支え合いが生活の安全網として機能していましたが、核家族化や単身世帯の増加、転勤や進学による居住の流動化などにより、地域内の人間関係は希薄化しています。

総務省の国勢調査によると、全国的に単身世帯の割合は増加傾向にあり、群馬県でも高齢者の一人暮らし世帯を含む単身世帯が着実に増えています。こうした状況は、日常生活のちょっとした困りごとを相談できる相手がいない、災害時に頼れる人がいないといった不安につながり、孤立や生活困窮のリスクを高めています。

また、地域活動への参加率も低下しており、自治会や町内会、ボランティア団体など、地域のつながりを支える組織の担い手不足が顕在化しています。これらの変化は、地域福祉の推進において、従来の「近隣の助け合い」に依存する仕組みでは対応が難しくなっていることを示しています。

県民幸福度レポートにおける関連指標

「悩みや不安をいつでも相談できる環境」の施策実感

R2	R3	R4	R5
42.8ポイント	41.9ポイント	43.5ポイント	42.0ポイント

市町村地域福祉計画の分析

都道府県地域福祉支援計画には、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項」を盛り込むよう規定されており(社会福祉法第108条)、これに関して、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(令和3年3月31日付子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号)の第三「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が掲げられています。

本プランの策定に当たり県内の各市町村において論点とされている課題の傾向を把握するため、同ガイドライン等に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として掲げられている39項目について、各市町村の地域福祉計画を分析し、①より多くの市町村が課題と感じている事項と、②近年、課題と感じている市町村が増加している事項を抽出し、「4 施策と取組」において、これらの分析結果を反映しました。

なお、分析結果の詳細については、Chapter.6「資料編」に掲載しています。

① より多くの市町村が課題と感じている事項

地域福祉計画に盛り込んだ市町村の割合が
5年間の平均で90%を超える事項

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

市町村地域福祉計画(社会福祉法第107条)

住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合いを進めるための行政計画です。社会福祉法に基づき、市町村が策定に努めることが定められており、住民や関係機関と協働による、福祉課題の解決や地域づくりを目指すものです。

② 近年、課題と感じている市町村が増加している事項

直近5年間で地域福祉計画に盛り込んだ市町村の割合が1.5倍以上に増加
かつ直近の割合が50%以上の事項

- ・制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・「住民に身近な圏域」と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ・「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」を実現するため、都道府県が策定に努めることと定められている行政計画です。市町村が策定する「市町村地域福祉計画」の達成を、広域的な見地から支援することを目的としています。

SDGsとの関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(エス・ディー・ジーズ)の理念である、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、本プランの基本理念や、「新・群馬県総合計画」が謳う「誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会の実現」との整合性が非常に高いものとなっています。

このため、SDGsの達成を意識することは、持続可能な地域共生社会づくりにもつながることから、Chapter.4「施策と取組」において、本プランとSDGsとの関連を示しています。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミット加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成されており、発展途上国だけでなく、先進国を含む全ての国が取り組むべきものとされています。

群馬県福祉プランが取り組むSDGsのゴール



Chapter.4

施策と取組

基本目標1(1) 『住民に身近な圏域』での活躍支援

基本目標1(2) あらゆる地域住民の参画

基本目標1(3) 地域福祉を支える人材の育成

基本目標1(4) 権利擁護人材の育成

基本目標2(1) 包括的支援体制の整備支援

基本目標2(2) 専門性による地域支援

基本目標2(3) 災害福祉支援の充実

基本目標2(4) 福祉人材の確保・定着・育成



基本目標1 (1) 『住民に身近な圏域』での活躍支援



現状と課題

「地域」(=住民に身近な圏域)における互助・共助の取組は、自治会や町内会、ボランティア団体、NPO、地域運営組織、当事者グループなど、地域に根ざした多様な主体によって支えられています。その一つである民生委員・児童委員は、地域における相談支援や見守り活動を通じて身近な支え合いの仕組みづくりに貢献していますが、近年では、委員の充足率は緩やかに減少しており、担い手の確保が課題となっています。県では「県民総活躍」の理念のもと、経験や意欲を活かした継続的な活動を支援していますが、地域福祉の取組を将来にわたり持続させるためには、若い世代や新たな担い手の参画を促す仕組みづくりも必要となっています。

また、地域の支え合いを進める仕組みや協議の場は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組においても進められており、こうした動きと連携しながら、行政が活動基盤の整備や情報共有の仕組みづくりを進めることで、住民をはじめとする地域における多様な主体の活動をさらに広げていくことが求められています。地域の力を引き出し、誰もが安心して暮らせる環境と、そのために地域住民が活躍できる環境を整えることが、今後の地域福祉における大きな課題です。

主な県の取組

- ・民生委員・児童委員に対する活動支援
- ・地域見守り支援事業
- ・社会福祉法人による「地域のための公益的な取組」の支援

目指すべき方向

地域福祉の取組を持続可能なものとするためには、地域住民が身近な圏域で役割を持ち、主体的に活動できる環境を整えることが重要です。地域のつながりや支え合いは自発的な活動に支えられていますが、こうした取組を継続し広げていくためには、それを支える行政の役割が両輪となって機能することが必要とされます。

このため、地域が医療・介護、障害福祉、生活困窮者支援など多様な分野と連携しながら、住民主体の活動を制度的に支える体制を構築することで、地域の力を引き出し、誰もが活躍できる環境づくりを進めていきます。



民生委員・児童委員の普及・啓発動画(YouTubeチャンネル「tsulunos ～群馬県公式～」)



基本目標1 (1) 『住民に身近な圏域』での活躍支援



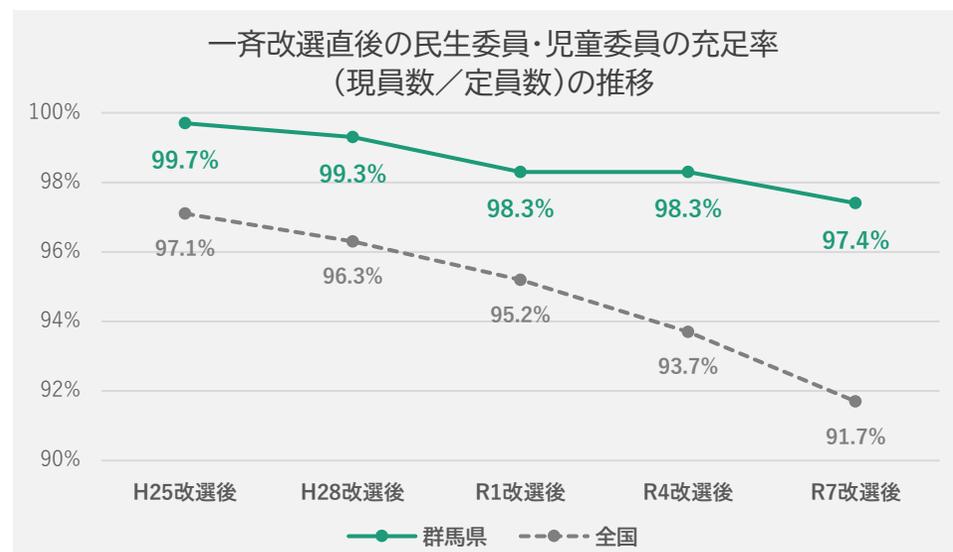
施策の方針

1 地域福祉を支える人材・団体の活動基盤の維持・強化

活動基盤の維持強化や情報共有の仕組みづくりを通じて、民生委員・児童委員の活動を支援します。また、地域福祉を支える人材や組織が、持続的かつ安定的に活動できる環境を整備することで、地域の支え合いの仕組みの維持・発展を支援します。

2 多様な主体との連携による支援体制の充実

社会福祉法人やNPOなどの団体や、地域包括ケアシステムにおける生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーター、障害福祉分野における地域生活支援拠点等のコーディネーター等、地域で活躍する様々な人材・機関との協働により住民主体の活動を制度的に支える仕組みの構築を支援します。



出典：群馬県地域福祉課調べ、厚生労働省調べ

KPI

民生委員・児童委員の充足率

現在値	目標値
97.4%	98.3%

関連指標

・ふれあい・いきいきサロン活動数 2,387か所(R6.6.1)

・群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員数 145(R7.9末)

高齢者保健福祉計画

・介護予防に資する通いの場への65歳以上参加者数 40,327人 (R5)

高齢者保健福祉計画

・介護予防に資する通いの場への65歳以上参加者割合 6.9%(R5)

関連キーワード

民生委員・児童委員、なんでも福祉相談、更生保護ネットワーク、チームオレンジ、老人クラブ、当事者団体、自助グループ、こ・ふあん(県障害者芸術文化活動支援センター)、ファミリー・サポート・センター、子育てサロン、こども食堂、里親、各種ボランティア・NPO、ボランティア協力校、フードバンク、公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)

基本目標1 (2) あらゆる地域住民の参画



現状と課題

地域福祉の取組を持続可能なものとするためには、住民が、それぞれの立場や状況に応じて地域に参画できる環境づくりが求められます。高齢者や障害のある方、子育て世代、若者など、多様な住民が地域の一員として役割を持ち、互いに支え合う関係を築くことが、地域の力を高めることにつながります。

地域の多様な住民がそれぞれの形で関わりを持ち、地域に参画する一員となれるようインクルージョン(多様な人々がそれぞれの個性を尊重され、能力を最大限に発揮できる状態)を進め、参画の機会や環境を整えることが必要です。これらに関して、高齢・障害分野における地域移行に係る支援、がん・難病患者に対する在宅療養支援、刑務所出所者等に対する地域生活定着支援、外国人住民が安心して暮らせるサポート等のほか、判断能力が低下している方の意思決定を支援する成年後見制度の利用促進が進められています。

主な県の取組

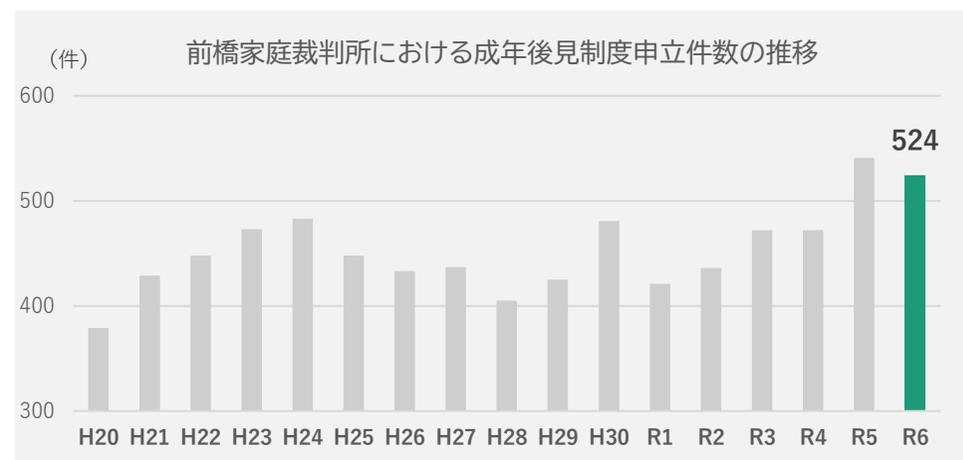
- ・多様な分野における住民理解の促進支援
(認知症、障害、刑務所出所者、LGBTQ、外国人、難病患者、依存症 等)
- ・成年後見制度の利用促進
- ・地域移行・地域定着に関する支援
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援
- ・外国人住民が安心して暮らせる環境の整備



成年後見制度キャラクター「後犬ちゃん」

目指すべき方向

地域に暮らすすべての住民が、年齢や属性にかかわらず地域福祉の担い手となれるよう、それぞれの状況に応じた参画の機会の確保やノーマライゼーション(誰もが当たり前に暮らせるようにすること)の推進により、地域とのつながりを築ける環境を整えることが求められます。併せて、住民同士が互いの立場や価値観を理解し合い、支え合える関係性を育むことで、地域全体の包容力を高めていく必要があります。



出典:前橋家庭裁判所調べ

基本目標1 (2) あらゆる地域住民の参画



施策の方針

1 多様な住民の参画機会の確保

高齢者、障害のある方、刑務所出所者等、地域に暮らす多様な住民がそれぞれの関心や得意分野を活かし、ハンディキャップやスティグマ(社会的な偏見、差別や先入観)を乗り越えながら地域福祉の担い手として活躍できるよう、参画機会の確保を推進します。

2 成年後見制度の利用促進

各市町村で整備されている成年後見制度の中核機関を中心に、判断能力が低下した方を含め、誰もが意思を尊重される仕組みを整えるとともに、成年後見制度の利用促進や意思決定支援の普及を進めます。

3 地域生活定着支援

福祉・医療の各分野において施設や病院から地域への移行が進められていますが、刑務所出所者や非行経験のある若者など、社会復帰に課題を抱える人々が地域へ移行するに当たり、制度の狭間に陥り複合的な課題を抱えているケースが少なくありません。こうした方々が地域で継続して暮らせるよう、住まい・就労・相談支援等を組み合わせた、地域での生活再建を切れ目なく支える体制を構築し、地域共生社会の実現や再犯防止の推進を目指します。

インクルージョン(Inclusion 直訳:包含、包摂、取り込み)

障害や高齢、子育て、外国人など、さまざまな背景を持つ人を社会の中で分け隔てず、同じ場に取り込み、共に生活や活動を行う考え方です。教育、就労、地域活動などで分離をなくし、誰もが同じ環境で参加できる仕組みを整えることを目指します。

KPI

再犯防止推進計画を策定した県内市町村数

現在値	目標値
25市町村	35市町村

関連指標

・成年後見制度利用者数 3,436人(R6末)

・成年後見制度利用支援事業の活用実績 104件(R6)

バリアフリーぐんま障害者プラン8

・障害福祉施設から地域生活への移行者数(R2からの累計) 91人(R6)

関連キーワード

インクルージョン、ノーマライゼーション、成年後見制度、意思決定支援、社会参加支援、地域移行支援、通いの場、合理的配慮、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ、多文化共生

ノーマライゼーション(Normalization 直訳:標準化)

ノーマライゼーションは、障害や高齢、子育てなど、支援が必要な人も地域で「普通の生活」を送れるようにする考え方です。特別な場に分けるのではなく、暮らしや学び、働く場を地域に開き、生活の場を分離しないことを重視します。

基本目標1 (3) 地域福祉を支える人材の育成



現状と課題

地域福祉を推進する上で、住民同士の支え合いやボランティア活動を担う人材は欠かせない存在となっています。現在、民生委員・児童委員、地域団体、ボランティアなど、地域で活動する多様な人材が活躍しているほか、認知症サポーターや子育てサポーター、ピアサポーターといった、特定の分野に特化した支援者の養成も進められていますが、活動内容が多様化・専門化する中で、必要な知識やスキルを身につけるための研修機会が限られていることが課題となっています。

さらに、活動を継続するためには、負担感の軽減やモチベーション維持に向けた仕組みづくりが求められています。こうした現状を踏まえ、地域福祉を支える人材の裾野を広げるとともに、活動しやすい環境を整えることが今後の重要な課題となっています。

また、近年では、「孤独・孤立対策推進法」の成立に表れているように、孤独・孤立の問題が注目されています。地域において孤独・孤立の状態にある方を見逃さないためには、孤独・孤立の問題を単独で捉えるのではなく、従来の支援の枠組に「孤独・孤立」という視点を加えることが重要です。このような視点は、高齢者支援、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援など、あらゆる地域課題に共通して求められるものであり、インフォーマルな地域福祉人材の育成においても欠かせない要素となっています。

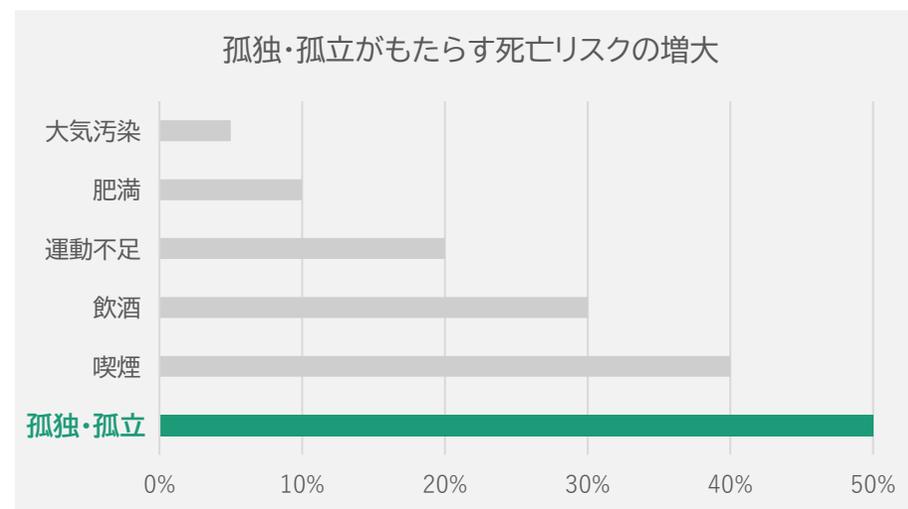
主な県の取組

- ・民生委員・児童委員に対する人材育成・資質向上支援
- ・つながりサポーター養成(孤独・孤立対策)

目指すべき方向

地域福祉を支える力を強めるためには、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、そして当事者やピアサポーターといった多様な人材が、それぞれの立場で役割を果たせるよう、様々な取組に関する情報発信や地域における支え合いに関心を持つ人の掘り起こしや活動のきっかけづくりが求められていることから、幅広い世代や多様な背景を持つ人が参加しやすい仕組みを整え、地域全体で「誰もが支え手になれる」環境を広げていくことや分野ごとの支援活動に必要な知識やスキルを学べる機会の充実を目指します。

加えて、地域における様々な課題に対して、従来の支援の視点に加えて「孤独・孤立」という観点を持つことで、支援を必要とする状態を見逃さず、地域の中で支え合いを広げていくことで、地域福祉の持続的な推進を目指します。



出典・参考: Holt-Lunstad J, Smith TB and Layton JB(2010) "Social Relationships and Mortality Risk: A Meta-analytic Review,"

基本目標 1 (3) 地域福祉を支える人材の育成



施策の方針

1 地域福祉を支える人材の育成

地域の住民が無理なく地域福祉に関われる環境を整えることで、地域で継続的に活動できるよう、地域団体や関係機関との連携を図りながら、活動の場の確保や情報共有の仕組みづくりを進めます。また、地域住民の身近な相談役であり、福祉制度や地域資源をつなぐ役割を担っている民生委員・児童委員に対する研修を通じて、地域住民の見守りを支援します。

2 「孤独・孤立」に関する支援の視点の普及

民生委員・児童委員や地域団体、ボランティアなど、地域の中で活動する人材が、孤独・孤立の視点を含めた支援の考え方を学び、地域福祉の担い手として活動できるよう、「つながりサポーター」の養成を推進します。養成に当たっては、孤独・孤立対策への理解促進や支援の基本的な考え方を学ぶ機会を提供し、あらゆる相談支援において、孤独・孤立の観点を持つ人材の裾野を広げます。

孤独・孤立対策

孤独・孤立対策は、生活困窮、介護、障害、子育てなど多様な課題と結びつき、社会全体で注目されています。国では令和3年に「孤独・孤立対策推進法」が制定され、相談体制の整備や居場所づくりなどの枠組みが示されています。福祉に限らず、教育・雇用・保健医療・地域づくり・防災・文化・デジタルなど分野を越えて、「孤独・孤立」の観点を取り入れ、相談支援や繋がりづくりを広げることが求められています。

つながりサポーター

地域で孤立しやすい人と社会との接点をつくる役割を担う人や活動を指します。方法は声かけに限らず、挨拶や情報提供、イベント案内、見守りなど多様です。専門職ではなく、住民や地域団体が主体となります。自治体や地域では、こうした担い手を増やすために養成研修や学びの場を設けています。

KPI

つながりサポーター養成数

現在値	目標値
423人	1,540人

関連指標

・孤独を感じている県民の割合(県民アンケート) 49.8%(R7)

関連キーワード

民生委員・児童委員、なんでも福祉相談員、市民後見人、意思決定支援、認知症サポーター、ピアサポーター、ひきこもり支援サポーター、ゲートキーパー、子育てサポーター、ボランティアリーダー、大学生少年サポーター、外国人キーパーソン

あなたはひとりじゃない
You are not alone.

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において、誰にでも生じ得るものです。それはつながりが薄くなった社会の変化によるもので、個人の責任ではありません。誰にも頼れず、ひとりで悩みごとをかかえていますか。たったひとりではがんばっても大丈夫。いつだってあなたの支えになれる人がいます。あなたが支えてもらったら、今度は他の誰かの支えになることができます。つながることをあきらめないで、あなたの声を聴かせてください。

あなたのための
支援・相談場所があります

相談窓口を探す エリアを選択してください
おなやみの種類
おなやみの種類

基本目標 1 (4) 権利擁護人材の育成



現状と課題

高齢化の進展、単身世帯・ひとり暮らし高齢者の増加により、判断能力が不十分な方や身寄りのない高齢者が増え、契約、金銭管理、医療・介護に関する選択、住まいの確保と維持、そして死後に関する手続等で支援が必要な場面が多様化しています。こうした状況のもと、都道府県社会福祉協議会が担う福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)のほか、権利擁護の基盤である成年後見制度の重要性は一層高まっていますが、県内35市町村に整備されている成年後見制度の中核機関の機能強化を支援するだけでは十分ではなく、地域に根ざした担い手の育成が必要とされています。

また、「頼れる身寄りがない高齢者等対策」は、今後の地域福祉における重要な論点となることが見込まれます。住まい、医療・介護、財産管理、死後事務などの局面で、意思決定支援と事務の実施をどう組み合わせ、誰が担い、どのような連携体制・費用負担・標準手続を整えるかは、国で検討が進められていますが、県としては、国の検討状況や制度改正の方向性を踏まえつつ、準備を進める必要があります。

主な県の取組

- ・市町村が設置する成年後見制度の中核機関に対する支援
- ・社会福祉協議会が実施する法人後見事業の立ち上げ支援
- ・市民後見人養成に対する支援

日常生活自立支援事業

認知症や障害などで判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるよう、公共料金の支払いなど日常的な金銭管理や福祉サービス利用をサポートする事業です。市町村社会福祉協議会が中心となり、本人の意思を尊重しながら暮らしの自立を支えています。

目指すべき方向

成年後見制度の専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など)に加え、市民後見人や法人後見をより身近な担い手として養成し、成年後見制度の利用促進を図ることが、県及び市町村に期待されています。また、市民後見人の養成研修を実施するだけでなく、修了者が後見人として選任されるに至るまでのOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の場を日常生活自立支援事業や法人後見事業との連携により確保するほか、選任後の支援体制の充実を図る必要があります。

法人後見については、市町村社会福祉協議会による事業の立ち上げや人材育成を支援するだけでなく、社会福祉協議会以外の社会福祉法人による公益的取組による実施について、検討を進めることで担い手の裾野を広げることの検討が必要です。さらに、頼れる身寄りがない高齢者等対策を今後の重要課題として位置づけ、国の議論を踏まえながら、地域での情報共有や連携体制の整備を進め、必要な準備を着実に進めることが求められています。

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方の権利を守り、財産管理や身上保護(介護契約・医療手続きなど)を支援する民法上の制度です。

ご本人の状況に応じて、「後見」(判断能力を欠く常況にある方)、「保佐」(判断能力が著しく不十分な方)、「補助」(判断能力が不十分な方)の3類型があります。

また、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ支援者や代理権等を定めておく「任意後見」があります。

基本目標 1 (4) 権利擁護人材の育成



施策の方針

1 市民後見人・法人後見の育成と活動支援

市民後見人の養成や、市町村社会福祉協議会による法人後見事業の立ち上げを支援とともに、社会福祉法人による公益的取組として法人後見参画について検討を進めます。成年後見制度の担い手の多様化を図ることで、成年後見制度の利用を必要とする方の選択肢を広げ、その方の自己実現を支援します。

2 日常生活自立支援事業の体制強化と後見との連携

県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の体制整備の支援に努め、利用者が安心してサービスを受けられる環境を確保します。併せて、成年後見制度との連携を強化し、支援ニーズに応じ、日常生活自立支援事業から成年後見制度への切れ目のない移行を支援します。

3 頼れる身寄りがない高齢者等対策の準備と展開

「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめでも言及されているとおり、十分な支援体制の構築には課題が山積していますが、社会保障審議会による検討状況や制度改正の方向性を踏まえつつ準備を進め、検討状況に応じて県内の実務へ速やかに反映できるよう備えます。

市民後見人

専門職以外の市民による成年後見の担い手。養成研修等を経て家庭裁判所が選任し、本人の意思を尊重しつつ、生活上の事務や金銭管理、福祉サービス利用を支える役割を担います。本人との身近さや地域とのつながり、継続的な寄り添いが期待されています。

KPI

市民後見人候補者数(養成研修修了後のOJT参画人数)

現在値	目標値
38人	144人

関連指標

・法人後見事業を実施している市町村社会福祉協議会数 14(R6)

関連キーワード

成年後見制度、意思決定支援、市民後見人、法人後見、日常生活自立支援事業、身元保証、死後事務、頼れる身寄りがない高齢者等対策

法人後見

社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人に就き、組織として身上配慮・財産管理・契約手続などを継続的に担う仕組みです。継続性や体制の安定、業務管理・リスク管理の面で強みがあるとされています。

基本目標 1 (4) 権利擁護人材の育成



群馬県成年後見制度に関する人材の確保・育成基本方針

群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課
令和7年3月18日策定

1 趣旨

この方針は、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、意思決定に係る支援を必要とする人が適切に成年後見制度を利用できる体制を県内全域に整備するに当たっての、基本的な考え方を定めるものである。

2 対象とする地域

県内全市町村を対象とする。

3 基本方針

(1) 共通事項

成年後見制度の担い手確保・育成に当たっては、各市町村においてその必要性を検討し、その結果、必要と判断した場合に、各市町村が確保・育成のための方策を検討することが求められる。このため、県は、その必要性を判断するための情報提供や、担い手の確保・育成のための方策の検討について支援を行う。

また、県は、担い手確保・育成に係る取組の検討や本方針の見直しに当たっては、成年後見制度利用促進専門家会議（厚生労働省）及び法制審議会民法（成年後見等関係）部会（法務省）による検討状況やその内容を踏まえ、成年後見制度に関連する法令の改正等を見据えて行うものとする。

(2) 法人後見事業実施団体

① 養成

県は、以下の支援に引き続き取り組む。

ア 市町村社会福祉協議会が行う法人後見事業の立ち上げ支援

イ 法人後見事業に従事する職員等を対象とした研修の開催を通じた人材育成支援

② 法人後見事業実施に関する研究・検討

県は、安定的に法人後見事業を実施できる団体による同事業への参画、特に、市町村社会福祉協議会以外の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての実施について研究し、そのための支援策について検討を進める。

(3) 市民後見人

① 養成

県は、市民後見人の養成が県内における広域的な課題であり、県が実施することが効率的かつ、市町村による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するものと捉え、市民後見人の養成研修を実施する。

ただし、各市町村において既存の取組がなされている場合には、これを妨げない。

② 活躍のための支援

日常生活自立支援事業における生活支援員や法人後見事業実施団体における法人後見支援員等の役割が、市民後見人養成研修の修了者が市民後見人として選任されるまでの段階的なOJTの場となり得ることを踏まえ、県は、市民後見人養成研修の実施に際して、各市町村において当該市町村の実情を勘案した市民後見人養成研修の修了者の活躍の場をあらかじめ検討するよう促すとともに、広域的な連携体制整備の支援も含め、その検討を支援する。

このとき、4(2)②（市町村社会福祉協議会以外の団体による法人後見事業実施に関する研究・検討）により、市町村社会福祉協議会以外の団体による法人後見事業の実施に係る検討が進んでいる場合には、その検討結果を加味できるよう、県は、必要な情報共有を行う。

③ 選任後の支援

選任された後の市民後見人に対する支援については、本県におけるロードマップ的取組指標において、中核機関による後見人支援機能として位置づけている。

このため、県は、県内における市民後見人の選任状況や、各市町村からの要請を勘案し、市町村職員向け研修や圏域別情報交換会等を通じて、中核機関による後見人支援機能の体制整備や実務を支援する。

4 その他

具体的な支援内容は、群馬県成年後見制度利用促進協議会における意見や市町村からの要請を踏まえ、本方針に基づいて毎年度の予算編成を通じて決定する。



基本目標2 (1) 包括的支援体制の整備支援



現状と課題

地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害のある方、子ども、生活困窮者など、様々な分野の支援を切れ目なく提供できる「包括的支援体制」の整備が市町村に求められています。現在、各分野で個別の相談窓口や支援機関は整備されてきましたが、複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間にある人への対応するための支援が課題とされています。こうした現状を踏まえ、医療・介護分野が連携する地域包括ケアシステムの整備を通じて得られた手法の横展開により分野横断的な連携を強化し、「地域」での解決が困難な課題に対する包括的な支援体制を整備することが今後の大きな課題となっています。

この実現に向けた手法として「重層的支援体制整備事業」が制度化されていますが、このほか、「地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ」では、人口減少により担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域(過疎地域等)にあっては、様々な分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を一本化する「機能集約化アプローチ」が提唱され、この手法による包括的支援体制の整備を実現する検証が進められています。

市町村には、地域の実情に応じて多機関と協働し、相談支援と地域づくりを組み合わせた体制を整備する役割が期待されていますが、特に、複数の課題が重なるケースでは、関係機関の連携不足や情報共有の難しさが課題となっており、地域によっては、支援をコーディネートする人材や、関係機関をつなぐ仕組みが十分に機能していない状況も見られます。さらに、行政や専門機関だけでなく、地域住民や民間団体を含めた幅広い主体が関わる体制づくりが必要ですが、そのための協議の場やルールづくりがまだ途上にあります。

主な県の取組

・市町村に対する包括的支援体制の整備支援

目指すべき方向

県は、市町村が地域の実情に応じて包括的支援体制を整備できるよう、「重層的支援体制整備事業」の活用を支援するとともに、「機能集約化アプローチ」による包括的支援体制の整備の国による検証等を通じて、過疎地域等での柔軟な仕組みづくりを後押しします。

また、これらの事業に限らず、市町村が独自に進める協議体の整備や多機関連携の強化など、包括的支援体制の整備に資する取組を幅広く支援します。こうした支援を通じ、地域住民が複合的な課題に直面しても、切れ目なく相談・支援を受けられる体制を県全体で実現します。

あわせて、各市町村における人材育成や、関係機関をつなぐ仕組みの構築に対する支援を並行して進めることで、持続可能な支援体制の構築を支援します。

包括的支援体制(社会福祉法第106条の3)

地域共生社会の理念では、地域の課題を地域で支え合うことが求められていますが、課題の複雑化・複合化などにより、地域だけでは解決できないケースも多くあります。

こうした課題の解決を支援するため、高齢、障害、子育て、生活困窮など分野を超えた支援をつなぎ、行政や専門機関と地域資源が連携できる体制を整備することが市町村に求められており、社会福祉法において市町村の努力義務とされています。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第六十四号)で謳われている「地域包括ケアシステム」より広い概念を指すものです。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)

包括的支援体制を整備するための1つの手段であり、市町村が実施することのできる事業です。従来の分野別支援では対応できない複雑な課題や、複数の課題を抱える世帯等に対し、相談支援・参加支援・地域づくり等を組み合わせ、分野を横断して重層的に支援を構築することで、包括的な支援の実現を可能にするものです。

基本目標2（1）包括的支援体制の整備支援



施策の方針

1 市町村の体制整備支援

協議体の設置や多機関連携の仕組みづくり、地域づくり支援など、「重層的支援体制整備事業」の活用による促進を支援するとともに、「機能集約化アプローチ」の手法による包括的支援体制整備の活用を促進し、市町村の取組を支援します。

2 人材育成及び情報共有・ネットワークの強化

包括的支援体制の制度理解の促進や県内外の好事例共有やケース検討を目的とする研修の実施により、包括的支援体制を整備するための人材育成を支援します。また、県内市町村間や関係機関との情報共有の場の整備を通じ、群馬県全体の包括的支援体制整備の推進・平準化を図ります。

機能集約化アプローチ

包括的支援体制を整備する方策の1つであり、人口減少や専門人材不足が進む地域において、市町村が複数の制度やサービスを集約し、効率的に支援を提供しようとするものです。また、これにより住民が、ワンストップで必要な支援を受けられるようになることも期待されています。特に中山間地域や過疎地で、限られた資源を最大限に活用するための方法として注目されています。

重層的支援体制整備事業が、「多様な機能を連携・重層化」させるのに対し、こちらは、「物理的・制度的な統合」に特徴がある点異なります。ですが、両者は排他的ではなく、地域の実情に応じ、これらの併用によっても包括的支援体制の整備を進めることができるものとされています。

KPI

包括的支援体制が整備されている市町村数

現在値	目標値
7市町村	35市町村

関連指標

・重層的支援体制整備事業を活用している市町村数 7市町村(R7)

関連キーワード

包括的支援体制、重層的支援体制整備事業、機能集約化アプローチ、多機関協働

基本目標2 (2) 専門性による地域支援



現状と課題

住民に身近な圏域である「地域」には、地域のつながりや支え合いによって解決できる課題がある一方で、複雑化・多様化する生活課題や、専門的な知識や技術を必要とする支援が求められる場面も増えています。こうした課題に対応するため、各市町村では包括的支援体制の整備が進められていますが、この体制には、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や、広域に設置される相談支援機関も協働の一員として加わることが想定されており、地域の支援力と専門性を組み合わせた切れ目ない支援の実現が期待されています。

県には、市町村における包括的支援体制の構築に対する支援が期待されているほか、住民に身近な圏域や個々の市町村では対応が難しい分野について、広域的な視点で市町村の取組を補完することが期待されています。生活困窮者に対する支援はその一例であり、広汎にわたる複合的な課題に対応するため、自立相談や就労支援、家計管理、居住支援等により構成される生活困窮者自立支援事業や、最後のセーフティネットである生活保護制度が重要な役割を果たしています。

主な県の取組

- ・市町村に対する包括的支援体制整備の支援(再掲)
- ・生活困窮者自立支援の実施推進
- ・監査や研修等による、適正な生活保護実施の支援

目指すべき方向

地域を支える市町村において包括的な支援体制を構築する中で、専門性を有する機関や人材が、地域の実情や住民のニーズに応じて柔軟に関わる仕組みを強化していくことが求められます。特に、生活困窮や虐待、権利擁護など、複合的かつ深刻な課題には、地域の支え合いだけでなく、専門的な知見と技術を持つ支援者が支援体制に関与することが不可欠です。

このため、地域福祉を支える多様な主体が、役割を分担しながらも連携を深め、地域と市町村、専門性が一体となった支援体制を構築していく必要があります。

とりわけ、生活困窮者自立支援制度をはじめとする制度横断的な支援の実践においては、制度の狭間にある方を取り残さず支援に繋ぐことができるよう、地域に対するアウトリーチの強化、支援者同士の継続的な情報共有・連携体制の整備が重要となります。

生活困窮者自立支援制度

仕事が見つからない、収入が減った、住まいに不安がある等、生活に行き詰まりを感じている人を対象とした、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援制度です。窓口等で相談者の状況を丁寧に聞き取り、家計の見直しや就労に向けた準備支援、住居確保の支援等を段階的・複合的に行います。生活保護の前段階から利用でき、一人ひとりの状況に合わせて、関係機関と連携しながら自立を支える制度です。

基本目標2 (2) 専門性による地域支援



施策の方針

1 市町村と専門機関の連携による包括的な支援体制の整備支援

地域における複雑・多様化する生活課題に対応するため、市町村が整備を進める包括的支援体制において、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や県・国が設置する広域の相談支援機関などを含めた多機関協働を支援し、専門性により「地域」を支える体制の構築を支援します。

2 生活困窮者の自立に向けた専門的支援

生活困窮者の状況に応じて、自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援、居住支援など生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、自立の促進を図ります。また、群馬県の支援体制整備を推進するため、就労準備支援・家計改善支援事業の広域実施や、県内における専門的人材の育成などに取り組みます。これらの取組は、再犯防止の推進にも資するものです。

3 生活保護制度の運用及び支援

資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その状況に応じて経済的自立や社会生活、日常生活における自立を支援します。また、各種研修や監査等を通じて、群馬県における生活保護制度の適正な運用を支援します。

KPI

生活困窮者支援を受けた方の就労・増収率(町村部)

現在値	目標値
42.7%	75.0%

関連指標

・生活困窮者支援を受けた方の就労・増収率(県全体) 42.9%(R6)

関連キーワード

生活困窮者自立支援制度、就労支援、就労準備支援、家計改善支援、居住支援、生活保護、地域生活定着支援



基本目標 2 (3) 災害福祉支援の充実



現状と課題

群馬県では、各施設種別協議会(以下、「種別協」)や、職能団体に県社会福祉協議会及び県を加えた23者により「群馬県災害福祉支援ネットワーク」を構築し、災害時要配慮者(以下、「要配慮者」)を支援するための協定を締結しています。また、同協定に基づき、①災害時に福祉施設の入所者が安心して生活を継続できるよう、人的支援や物資供給、受入体制を相互に補完する仕組みである「施設間相互応援」と、②災害時における避難所での福祉ニーズ把握や支援調整を担う仕組みである「DWAT」(Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム)の2つに取り組んでいます。このほか、在宅の要配慮者を対象に市町村が策定する「個別避難計画」の取組を、防災部門との協働により支援する等により、在宅・施設入所を問わず、様々な観点から災害時要配慮者対策を進めています。

こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震では、群馬県からもDWATを派遣しましたが、円滑な連絡調整機能の確保が課題となりました。また、令和7年の災害救助法等改正により、災害時の福祉的支援が制度的に位置づけられ、避難所での支援に加え、新たに在宅避難や車中避難者に対する物資や情報の提供・健康管理などの課題への対応も求められるようになり、これらに対する検討を進めることが必要とされています。

主な県の取組

- ・DWATの活動支援
- ・社会福祉施設等に対する防災体制整備支援
- ・市町村による個別避難計画の策定を支援

目指すべき方向

災害時において、福祉施設、避難所、在宅のいずれにおいても、要配慮者が安心して生活を継続できる体制を整えることが求められます。

「施設間相互応援」では、福祉施設の入所者が災害時にも必要なサービスを受けられるよう、協定の実効性向上や人的支援・物資供給・受入支援を迅速に行える仕組みの強化が、「DWAT」では、従前の避難所での福祉ニーズ把握や支援調整に加え、新たな課題である円滑な連絡調整機能の確保や在宅避難・車中避難者への支援を担う活動範囲の拡充が、そして、「個別避難計画」は、平時から要配慮者の避難手段や必要な支援を明記して災害時に確実に活用できるよう、作成率と実効性の向上が、それぞれ求められており、これらの取組を総合的に進めることで、切れ目のない要配慮者支援を実現します。

災害福祉支援ネットワーク

行政・社協・福祉施設・専門職団体の連携により、災害時に高齢者や障害者等の災害時要配慮者を支援する仕組みです。施設に入所する要配慮者の生活を支援する「施設間相互応援」と、避難所にいる要配慮者への支援を主とする「DWAT」からなるものです。

群馬県では、県や県社協を含めた24団体により「群馬県災害福祉支援ネットワーク」の協定書が取り交わされており、平時には研究会の組織や、研修・訓練の実施により専門性を高めています。

DWAT(ディーワット)

DWAT(Disaster Welfare Assistance Team:災害派遣福祉チーム)とは、災害発生時に被災地へ派遣され、福祉ニーズに対応する専門チームです。避難している災害時要配慮者へのアセスメントや避難所での生活支援、要配慮者のケア、福祉サービスの調整などを担い、被災者の安心と生活再建を支えます。

基本目標 2 (3) 災害福祉支援の充実



施策の方針

1 DWATの機能強化と活動範囲の拡充に向けた取組

現地でのDWAT活動において必要とされる円滑な連絡調整機能を強化するとともに、関係団体との連携のもとで実施している災害ケースマネジメント及び被災者の生活再建支援に関する研修の知見を踏まえ、在宅避難・車中避難を含む避難所内外の要配慮者への対応に係る新たな課題の検討を進めます。また、活動に必要な資機材の整備を含む県内拠点の整備を進め、発災時の迅速な活動開始と効果的な支援の実現に備えます。

2 施設入所者に対する要配慮者対策

災害各種別協により締結されている相互応援協定について、各地域における「施設間相互応援」の体制づくりの構築を支援するとともに、引き続き、平時における訓練の実施を通じて、相互応援協定の実効性を高めます。

また、県社会福祉協議会・災害福祉支援センターに、社会福祉施設等における防災体制の整備に係る専門相談窓口を設置やし、社会福祉施設等によるBCP(業務継続計画)やBCM(事業継続マネジメント)、避難確保計画の作成、福祉避難所として指定を受けている施設における防災体制等を支援します。

3 個別避難計画の作成・活用促進支援を通じた在宅要配慮者対策

市町村が策定する個別避難計画について、作成率と質の向上を図るため、引き続き防災部門との協働により市町村を支援します。

リエゾン

「連携役」を意味し、DWATにおいては、医療・福祉・行政など異なる分野をつなぐ人や仕組みを指します。他分野との情報共有や調整等を行うことにより、切れ目のない被災者支援を行います。

KPI

① DWATリエゾンチーム養成者数

現在値	目標値
0人	60人

② 個別避難計画の策定率

現在値	目標値
10.4%	30.0%

関連指標

・DWAT登録者数 306人(R7)

関連キーワード

災害福祉支援ネットワーク、DWAT、施設間相互応援、個別避難計画、避難確保計画、BCP(業務継続計画)、BCM(事業継続マネジメント)、災害ボランティアセンター

BCP(業務継続計画)

災害などの緊急時に、業務を止めないための計画です。福祉施設では利用者の安全確保を最優先に、事前準備や代替手段を定めます。

BCM(事業継続マネジメント)

BCPを運用・改善する仕組みです。計画を作るだけでなく、訓練や見直し通じた事業継続力の向上を目的としており、組織全体で取り組むことが重要とされています。

基本目標2（4）福祉人材の確保・定着・育成



現状と課題

少子高齢化の進展により、介護や障害福祉、児童福祉など幅広い福祉分野で人材需要が高まっていますが、現場では慢性的な人手不足が続いています。特に介護分野では、今後さらに需要が増加することが見込まれており、群馬県でも介護職員の不足が見込まれているところ です。

こうした中、安定した福祉サービスの提供や持続可能な地域福祉を実現するため、福祉人材の確保が重要な課題となっています。また、介護分野においては、生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、今後も介護ニーズの増加が見込まれることから、限られた人的資源で、介護の質を維持しながら、介護サービスを提供していくことが大きな課題です。

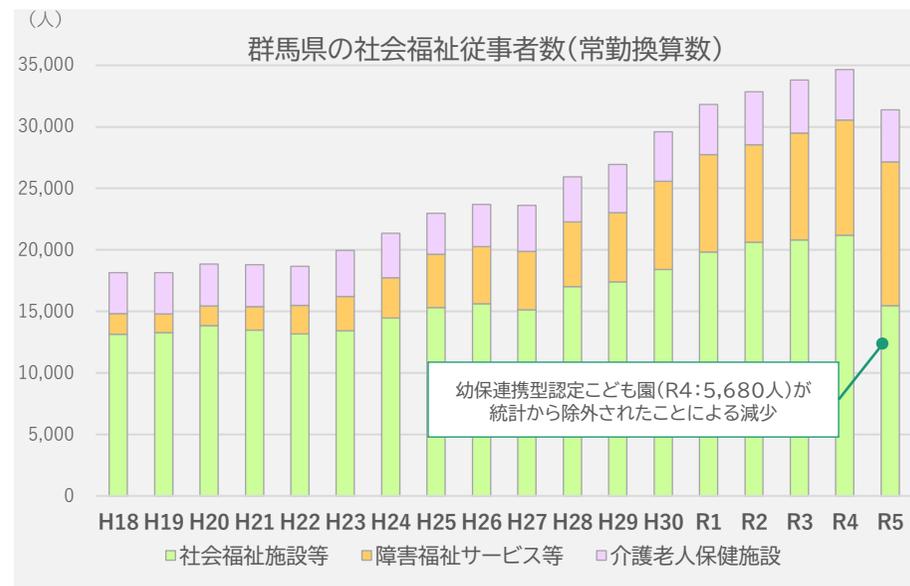
主な県の取組

- ・群馬県福祉マンパワーセンターによる福祉人材の確保・育成
- ・介護テクノロジーの活用による負担軽減と職場環境改善支援
- ・介護職場サポートセンターぐんまによる介護現場の生産性向上
- ・外国人介護人材の確保・定着支援



目指すべき方向

このような課題を踏まえ、県では、関係機関や関係団体と連携し、①福祉分野への新たな人材の参入を促進する取組に加え、②働きやすい職場環境づくりや職員の負担軽減を図る定着促進、③研修等により専門性を高める資質向上を軸として、様々な取組を総合的に推進します。また、同時に、介護テクノロジーの活用による生産性の向上や、外国人材の積極的な受入れなど、より効果の高い取組やターゲットを特化するなど、戦略的に取組を進めます。



出典:厚生労働省「社会福祉施設等調査」「介護サービス施設・事業所調査」

基本目標2（4）福祉人材の確保・定着・育成



施策の方針

1 総合的な福祉人材確保対策

群馬県福祉マンパワーセンターによる求職者と事業所のマッチング、福祉の仕事の魅力発信など、介護職員をはじめとする福祉人材の確保に加え、関係機関と協力し福祉事業所の職場環境改善を支援する福祉人材の定着促進、そして、研修実施や資格取得支援等を通じた福祉人材のキャリア形成等の支援といった取組を一体的に推進することで、継続的な福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

2 介護・障害分野における介護テクノロジーの活用による生産性向上

介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入を支援し、業務効率化により介護・障害福祉現場の生産性向上を図ります。また、「介護職場サポートセンターぐんま(介サポぐんま)」による介護事業者向けのワンストップ相談・支援を通じ、介護現場の生産性向上をより一層推進します。

3 外国人介護人材の確保・定着支援

外国人材に対する介護福祉士の資格を取得するための学費等の支援や、外国人介護人材を受け入れる介護事業者における受入環境の整備や定着を促進するための取組を支援します。外国人材への支援と介護事業者への支援を一体的に進めることで、外国人介護人材が安心して働き続けられる環境を整備します。

外国人介護人材

外国人が日本で介護に従事する仕組みは複数あり、目的や要件、在留期間が異なります。技能を学びながら最長5年間滞在できる「技能実習制度」、経済連携協定に基づき、インドネシア・フィリピン・ベトナムから来日し、国家試験に合格すれば介護福祉士として働ける「EPA介護福祉士候補者」、技能試験と日本語試験に合格し、最長5年間就労できる「特定技能(介護分野)」があります。そして、介護福祉士資格を取得した方については、「在留資格『介護』」を取得し、長期就労や定住が可能となります。

KPI

① 県福祉マンパワーセンター紹介者採用数

現在値	目標値
392人	毎年度400人

② 介護職員数

現在値	目標値
37,664人	42,472人

関連指標

- ・県福祉マンパワーセンター研修修了者数 1,350人(R6)
- ・介護在留資格者数 224人(R6.12末)
- ・特定技能介護分野在留者数 1,202人(R7.6末)

関連キーワード

介護テクノロジー、外国人介護人材、群馬県福祉マンパワーセンター、介護職場サポートセンターぐんま(介サポぐんま)

計画の推進



点検・評価・公表

本プランの実施状況について、毎年度、数値目標の達成状況や具体的な取組内容等に基づき自己評価を行うとともに、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者により構成される群馬県社会福祉審議会において、第三者による点検・評価を実施し、評価結果を県ホームページで公表します。

KPI一覧

	基本目標	基本目標に基づく取組項目	KPI	目標値(R12)	直近の実績
1	共に支え合う 「地域づくり」	『住民に身近な圏域』での活躍支援	民生委員・児童委員の充足率	98.3%	97.4%
2		あらゆる地域住民の参画	再犯防止計画を策定している市町村数	35市町村	25市町村
3		地域福祉を支える人材の育成	つながりサポーター養成数	1,540人	423人
4		権利擁護人材の育成	市民後見人候補者数	144人	38人
5	地域を支える 「仕組みづくり」	包括的支援体制の整備支援	包括的支援体制が整備されている市町村数	35市町村	7市町村
6		専門性による地域支援	生活困窮者支援を受けた方の就労・増収率(町村部)	75.0%	42.7%
7		災害福祉支援の充実	DWATリエゾンチーム養成者数	60人	0人
8			個別避難計画の策定率	30.0%	10.4%
9		福祉人材の確保・定着・育成	県福祉マンパワーセンター紹介者採用数	毎年度400人	392人
10			介護職員数	42,472人	37,664人

市町村地域福祉計画の推進支援

群馬県では、県内の全35市町村が市町村地域福祉計画を策定しています。本プランは、群馬県における福祉分野の現状と課題を踏まえ、今後の施策の方向を提示していますが、その実施状況の点検・評価を行いながら取組を進めることにより、県内の各市町村における市町村地域福祉計画の推進を支援します。

資料編



WIN!!!

PF	87	00.0	54	14	00N
6 0			KA	28	SOGOROMO
13 2				12	INELER
0 0	GCT			31	MATSUBARA
14	SATO			0	YOSHIMIZU
6 2				0	YOSHIMIZU
8 2	40			0	YOSHIMIZU

00.0 87 GCT 54 KA

市町村地域福祉計画の分析結果

各市町村が地域福祉計画に盛り込んでいる事項

計画策定市町村数(全35市町村)

		R2	R3	R4	R5	R6
市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の一覧並びに当該事項を盛り込んでいる市町村数及びその割合		29(82.9%)	30(85.7%)	31(88.6%)	33(94.3%)	35(100%)
① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項						
1	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の分野との連携	14市町村 48.3%	16 53.3%	18 58.1%	19 57.6%	20 57.1%
2	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	19 65.5%	21 70.0%	24 77.4%	24 72.7%	25 71.4%
3	制度の狭間の課題への対応の在り方 1.5倍以上に増・直近50%超	11 37.9%	14 46.7%	18 58.1%	20 60.6%	20 57.1%
4	生活困窮者のような分野横断的に関係する者に対応できる体制	19 65.5%	21 70.0%	24 77.4%	27 81.8%	28 80.0%
5	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	15 51.7%	17 56.7%	17 54.8%	16 48.5%	18 51.4%
6	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	10 34.5%	10 33.3%	9 29.0%	14 42.4%	13 37.1%
7	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	12 41.4%	11 36.7%	13 41.9%	17 51.5%	17 48.6%
8	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	10 34.5%	11 36.7%	14 45.2%	15 45.5%	15 42.9%
9	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への権利擁護の在り方	21 72.4%	24 80.0%	26 83.9%	28 84.8%	30 85.7%
10	養護者等が抱えている課題にも着目した高齢者、障害者、児童に対する虐待への支援の在り方	17 58.6%	19 63.3%	20 64.5%	22 66.7%	22 62.9%
11	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 1.5倍以上に増・直近50%超	6 20.7%	11 36.7%	14 45.2%	17 51.5%	19 54.3%
12	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	21 72.4%	20 66.7%	21 67.7%	23 69.7%	23 65.7%
13	各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 1.5倍以上に増・直近50%超	10 34.5%	14 46.7%	17 54.8%	21 63.6%	21 60.0%
14	地域づくりにおける官民協働の促進や寄附・共同募金等の取組の推進	11 37.9%	14 46.7%	15 48.4%	17 51.5%	17 48.6%
15	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための連携体制	4 13.8%	6 20.0%	8 25.8%	7 21.2%	7 20.0%
16	全庁的な体制整備	8 27.6%	8 26.7%	11 35.5%	13 39.4%	13 37.1%
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項						
17	福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携 5年間の平均90%超	27 93.1%	27 90.0%	28 90.3%	31 93.9%	32 91.4%
18	社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	17 58.6%	17 56.7%	16 51.6%	20 60.6%	21 60.0%
19	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	12 41.4%	13 43.3%	10 32.3%	12 36.4%	12 34.3%
20	成年後見制度、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	22 75.9%	24 80.0%	25 80.6%	28 84.8%	28 80.0%
21	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策 5年間の平均90%超	26 89.7%	26 86.7%	28 90.3%	31 93.9%	32 91.4%

市町村地域福祉計画の分析結果

各市町村が地域福祉計画に盛り込んでいる事項

		計画策定市町村数(全35市町村)									
		R2		R3		R4		R5		R6	
市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の一覧並びに当該事項を盛り込んでいる市町村数及びその割合		29(82.9%)	30(85.7%)	31(88.6%)	33(94.3%)	35(100%)					
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項											
22	民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	10 市町村	34.5%	11	36.7%	9	29.0%	12	36.4%	12	34.3%
23	社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	13	44.8%	21	70.0%	19	61.3%	24	72.7%	24	68.6%
24	福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携	17	58.6%	20	66.7%	19	61.3%	22	66.7%	23	65.7%
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項											
25	活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	23	79.3%	23	76.7%	24	77.4%	26	78.8%	26	74.3%
26	地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	16	55.2%	17	56.7%	20	64.5%	21	63.6%	22	62.9%
27	地域住民、サービス利用者の自立	13	44.8%	14	46.7%	16	51.6%	17	51.5%	17	48.6%
28	地域に対する住民等の理解・関心の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	17	58.6%	19	63.3%	16	51.6%	20	60.6%	22	62.9%
29	住民等の交流会、勉強会等の開催	22	75.9%	22	73.3%	22	71.0%	24	72.7%	24	68.6%
30	地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	12	41.4%	13	43.3%	12	38.7%	12	36.4%	12	34.3%
31	民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	19	65.5%	20	66.7%	24	77.4%	25	75.8%	26	74.3%
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項											
32	住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	11	37.9%	16	53.3%	17	54.8%	19	57.6%	19	54.3%
33	地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	12	41.4%	16	53.3%	20	64.5%	22	66.7%	22	62.9%
34	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	11	37.9%	20	66.7%	21	67.7%	25	75.8%	26	74.3%
⑥ 要援護者の支援方策に関する事項											
35	要援護者の把握に関する事項	23	79.3%	24	80.0%	24	77.4%	27	81.8%	28	80.0%
36	要援護者情報の共有に関する事項	18	62.1%	21	70.0%	22	71.0%	25	75.8%	26	74.3%
37	日常的な見守り活動や助け合い活動の進行方策(要援護者の支援に関する事項)	18	62.1%	21	70.0%	22	71.0%	25	75.8%	25	71.4%
38	緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり(要援護者の支援に関する事項)	14	48.3%	18	60.0%	17	54.8%	18	54.5%	19	54.3%
⑦ その他											
39	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)との連携	3	10.3%	9	30.0%	6	19.4%	7	21.2%	6	17.1%

統計データ

(1) 人口、出生数、出生率、合計特殊出生率

	人口	出生数	出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率 (全国)
昭和23年	1,608,894	52,005	32.3	...	4.40
24	1,611,769	52,006	31.5	...	4.32
25	1,601,380	44,780	28.0	...	3.65
26	1,605,023	40,003	24.9	...	3.26
27	1,605,551	37,806	23.5	...	2.98
38	1,608,908	33,896	21.0	...	2.69
29	1,611,269	32,971	20.4	...	2.48
30	1,613,549	32,339	20.0	...	2.37
31	1,610,941	30,232	18.7	...	2.22
32	1,602,635	27,440	17.1	...	2.04
33	1,597,175	28,164	17.6	...	2.11
34	1,600,550	26,846	16.8	...	2.04
35	1,578,476	25,510	16.2	2.03	2.00
36	1,582,014	24,976	15.8	...	1.96
37	1,586,072	24,845	15.7	...	1.98
38	1,594,023	25,125	15.9	...	2.00
39	1,609,514	26,183	16.5	...	2.05
40	1,605,584	27,885	17.4	2.21	2.14
41	1,608,107	19,493	12.1	...	1.58
42	1,620,179	30,266	18.7	...	2.23
43	1,634,198	28,428	17.4	...	2.13
44	1,647,758	28,622	17.4	...	2.13
45	1,658,909	29,429	17.8	2.16	2.13
46	1,675,874	30,728	18.4	...	2.16
47	1,695,092	31,833	18.8	...	2.14
48	1,718,417	32,507	18.9	...	2.14
49	1,740,658	31,949	18.4	2.23	2.05
50	1,756,480	29,616	16.9	1.99	1.91
51	1,776,909	29,356	16.5	1.95	1.85
52	1,796,589	27,946	15.6	1.88	1.80
53	1,814,327	27,258	15.1	1.87	1.79
54	1,829,784	26,530	14.6	1.87	1.77
55	1,848,562	25,140	13.6	1.81	1.75
56	1,863,384	24,365	13.1	1.79	1.74
57	1,877,193	24,157	12.9	1.83	1.77
58	1,890,125	23,974	12.7	1.87	1.80
59	1,903,501	23,532	12.4	1.89	1.81
60	1,921,259	22,917	12.0	1.85	1.76

(注)昭和47年以前は沖縄県を含まない。

	人口	出生数	出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率 (全国)
昭和61年	1,931,045	21,546	11.2	1.76	1.72
62	1,939,995	21,573	11.1	1.78	1.69
63	1,948,615	21,017	10.8	1.74	1.66
平成元年	1,958,917	20,138	10.3	1.66	1.57
2	1,966,265	19,470	10.0	1.63	1.54
3	1,980,818	19,853	10.1	1.64	1.53
4	1,992,108	19,668	10.0	1.60	1.50
5	1,999,291	19,226	9.7	1.54	1.46
6	2,006,292	20,338	10.3	1.62	1.50
7	2,003,540	19,431	9.8	1.56	1.42
8	2,010,742	19,761	10.0	1.52	1.43
9	2,018,010	19,481	9.8	1.48	1.39
10	2,023,892	19,422	9.7	1.45	1.38
11	2,028,121	19,111	9.6	1.41	1.34
12	2,024,852	19,445	9.7	1.51	1.36
13	2,031,372	19,024	9.5	1.42	1.33
14	2,031,975	18,763	9.4	1.41	1.32
15	2,033,535	18,337	9.2	1.38	1.29
16	2,033,744	17,745	8.9	1.35	1.29
17	2,024,135	17,134	8.6	1.39	1.26
18	2,019,297	17,061	8.6	1.36	1.32
19	2,016,027	16,817	8.5	1.36	1.34
20	2,012,816	17,044	8.6	1.40	1.37
21	2,006,903	16,310	8.3	1.38	1.37
22	2,008,068	16,023	8.1	1.46	1.39
23	2,000,876	15,637	8.0	1.41	1.39
24	1,992,432	14,914	7.6	1.39	1.41
25	1,984,334	14,732	7.6	1.41	1.43
26	1,977,013	14,522	7.5	1.44	1.42
27	1,935,898	14,256	7.4	1.49	1.45
28	1,966,381	13,661	7.1	1.48	1.44
29	1,958,409	13,280	6.9	1.47	1.43
30	1,949,440	12,922	6.8	1.47	1.42
令和元年	1,937,626	11,901	6.3	1.40	1.36
2	1,939,110	11,660	6.2	1.39	1.33
3	1,926,325	11,236	6.0	1.35	1.30
4	1,913,236	10,688	5.8	1.32	1.26
5	1,900,840	9,950	5.4	1.25	1.20
6	1,889,425	9,334	5.2	1.20	1.15

統計データ

(2) 介護保険被保険者数・要介護認定者数

	第1号被保険者数			要介護（要支援）認定者数											
	総数	65歳以上 75歳未満	75歳以上	総数	第1号 被保険者	第2号 被保険者	要支援	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成13年	373,098	213,689	159,409	38,651	37,296	1,355	4,122	-	-	-	10,005	7,644	5,897	6,015	4,968
14	383,335	214,653	168,682	45,067	43,481	1,586	5,032	-	-	-	12,603	8,868	6,257	6,474	5,833
15	401,246	216,088	185,158	57,630	55,516	2,114	7,157	-	-	-	18,579	9,283	7,885	7,882	6,844
16	409,736	216,819	192,917	61,716	59,454	2,262	8,094	-	-	-	20,483	9,713	8,587	8,031	6,808
17	421,295	219,846	201,449	66,260	63,918	2,342	9,320	-	-	-	22,499	10,204	8,912	8,254	7,071
18	434,119	225,398	208,721	67,369	65,016	2,353	-	7,090	8,937	6	13,131	11,799	10,504	8,617	7,285
19	445,413	229,030	216,383	69,852	67,467	2,385	-	6,985	10,476	-	11,616	12,395	11,500	9,489	7,391
20	458,089	235,102	222,987	72,435	70,031	2,404	-	7,066	11,054	-	11,960	12,832	12,242	9,577	7,704
21	466,724	237,497	229,227	75,506	73,058	2,448	-	7,940	10,406	-	13,104	13,199	11,810	10,404	8,643
22	470,166	234,913	235,253	78,670	76,141	2,529	-	9,311	10,155	-	14,265	13,661	11,375	10,454	9,449
23	481,692	241,532	240,160	82,247	79,754	2,493	-	9,686	10,389	-	15,352	14,314	11,758	11,091	9,657
24	481,691	241,532	240,159	82,239	79,746	2,493	-	9,671	10,396	-	15,343	14,304	11,766	11,116	9,643
25	500,375	254,294	246,081	86,917	84,443	2,474	-	10,500	11,346	-	16,646	14,873	12,153	11,650	9,749
26	516,057	267,082	248,975	90,205	87,820	2,385	-	11,260	11,759	-	17,603	15,384	12,479	11,944	9,776
27	532,130	278,365	253,765	93,982	91,645	2,337	-	11,981	12,106	-	18,872	15,567	12,996	12,396	10,064
28	545,678	284,298	261,380	94,974	92,732	2,242	-	11,840	12,006	-	19,412	15,867	13,041	12,659	10,149
29	555,001	285,751	269,250	96,312	94,136	2,176	-	11,396	11,913	-	20,092	16,188	13,409	12,970	10,344
30	569,442	284,728	284,714	100,228	98,081	2,147	-	11,319	12,560	-	20,824	17,321	13,976	13,952	10,276
令和元年	574,925	285,139	289,786	101,828	99,736	2,092	-	11,578	12,638	-	21,155	17,713	14,195	14,162	10,387
2	579,749	288,712	291,037	103,006	100,911	2,095	-	11,974	12,554	-	21,684	17,661	14,533	14,748	9,852
3	581,760	282,798	298,962	103,380	101,298	2,082	-	12,129	12,215	-	21,902	17,311	14,664	15,110	10,049
4	580,542	269,300	311,242	103,569	101,493	2,076	-	12,493	12,048	-	22,146	16,936	14,634	15,197	10,115
5	580,950	259,476	321,474	105,612	103,494	2,118	-	13,053	12,805	-	21,941	17,449	14,630	15,447	10,287

(注)各年度末現在。ただし、平成19年以前は、各年8月1日。

統計データ

(3)障害者手帳交付者数、障害の種類・程度

	身体障害者手帳交付者数						療育手帳交付者数			精神障害者保健福祉手帳交付者数			
	総数	視覚障害	聴覚・ 平衡障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	総数	重度A	その他	総数	1級	2級	3級
平成21年	66,731	4,511	5,834	703	36,018	19,665	11,637	4,443	7,194	6,249	2,996	2,548	705
22	67,428	4,428	5,881	707	36,187	20,225	11,985	4,531	7,454	6,825	3,217	2,805	803
23	68,178	4,345	5,948	718	36,394	20,773	12,255	4,632	7,623	6,977	3,299	2,883	795
24	69,859	4,289	6,180	798	37,243	21,349	12,638	4,803	7,835	8,099	3,654	3,390	1,055
25	69,421	4,162	6,218	731	36,800	21,510	13,048	4,922	8,126	8,724	3,879	3,660	1,185
26	69,699	4,087	6,386	739	36,641	21,846	13,453	4,985	8,468	9,444	4,048	4,048	1,348
27	70,117	4,044	6,589	740	36,531	22,213	13,885	5,051	8,834	10,037	4,095	4,498	1,444
28	69,222	3,952	6,744	733	35,390	22,403	14,100	5,045	9,055	10,927	4,357	5,040	1,530
29	68,964	3,874	6,919	723	34,892	22,556	14,548	5,110	9,438	12,096	4,591	5,709	1,796
30	69,085	3,874	7,124	727	34,404	22,956	14,995	5,144	9,851	13,105	4,574	6,504	2,027
令和元年	69,266	3,866	7,159	702	34,182	23,137	15,417	5,275	10,142	14,412	4,561	7,275	2,576
2	68,088	3,820	7,264	693	32,735	23,576	15,871	5,351	10,520	14,953	4,379	7,286	3,288
3	67,791	3,760	7,375	702	32,048	23,906	16,236	5,403	10,833	15,980	4,149	7,476	4,355
4	67,040	3,652	7,395	695	31,252	24,046	16,668	5,460	11,208	17,044	3,889	7,853	5,302
5	66,031	3,603	7,425	684	30,262	24,057	17,014	5,566	11,448	18,343	3,753	8,244	6,346

(注)各年度末現在。ただし、平成19年以前は、各年8月1日。

統計データ

(4) 民生委員・児童委員定数

	区域担当委員				主任児童委員				民生委員・児童委員合計			
	総数	中核市 以外	前橋市	高崎市	総数	中核市 以外	前橋市	高崎市	総数	中核市 以外	前橋市	高崎市
平成16年度	3,683	3,683	-	-	356	356	-	-	4,039	4,039	-	-
19	3,690	3,690	-	-	368	368	-	-	4,058	4,058	-	-
22	3,716	3,101	615	-	369	319	50	-	4,085	3,420	665	-
25	3,745	2,496	618	631	368	248	50	70	4,113	2,744	668	701
28	3,783	2,525	622	636	369	249	50	70	4,152	2,774	672	706
令和元年度	3,810	2,535	629	646	368	248	50	70	4,178	2,783	679	716
4	3,843	2,558	631	654	370	250	50	70	4,213	2,808	681	724
7	3,874	2,568	643	663	371	251	50	70	4,245	2,819	693	733

(注1) 民生委員・児童委員は3年に1度、12月1日に一斉改選。

(注2) 前橋市は平成21年4月1日、高崎市は平成23年4月1日に中核市へ移行。

策定経過等

計画策定に係る群馬県社会福祉審議会の開催状況

開催回	開催年月日	議題
令和6年度第2回群馬県社会福祉審議会	令和6年11月13日(水)	計画策定スケジュール、計画の方向性
令和7年度第1回群馬県社会福祉審議会	令和7年7月3日(木)	計画骨子案に関する意見照会
令和7年度第2回群馬県社会福祉審議会	令和7年11月18日(火)	計画案に関する意見照会

群馬県社会福祉審議会名簿

(令和8年3月現在。区分ごと五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属・役職等	備考
社会福祉事業従事者	江村 恵子	県社会福祉協議会障害福祉部会会員	
	大谷 良成	県民生委員児童委員協議会会長	
	小川 貴之	県社会福祉士会会長	
	中島 高志	県社会福祉協議会会長	委員長
	信澤 真由美	県社会福祉協議会高齢福祉部会副部会長	
	本間 弘子	県社会福祉協議会こども福祉部会副部会長	
学識経験者	石原 正人	県市長会会員(高崎市福祉部長)	
	大川 美知子	県老人クラブ連合会副理事長	
	片野 彩香	県里親の会理事	
	金井 等	県町村会会員(高山村保健みらい課長)	
	杉田 安啓	県身体障害者福祉団体連合会会長	
	須藤 英仁	県医師会会長	
	田島 護	県ボランティア連絡協議会会長	
	田尻 洋子	県女性団体連絡協議会会長	
永田 理香	高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科教授		

写真素材



群馬県の魅力を発信するSNS投稿事業「ぐんま応援ひと」



令和4年度投稿作品

だるまのお出迎え

Photograph by daichan_555



令和6年度投稿作品

群馬県庁×ミラーボールー

Photograph by mochi1photo



写真素材



群馬県の魅力を発信するSNS投稿事業「ぐんま応援びと」



令和6年度投稿作品

榛名山

Photograph by hasegawa_satoshi1984

令和5年度投稿作品

四万ブルー

Photograph by hide_photo6



令和4年度投稿作品

晴れてよかった！

Photograph by atiek.t

群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月発行

発行者 群馬県 健康福祉部 福祉局 地域福祉課
所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-226-2518

